

福祉のひろば

高齢者の入浴中の事故にご注意ください

11月26日は「いい風呂」の日です。冬に向かうこの時期に入浴習慣の見直しをしてみましよう。

自分は元気だから大丈夫と過信せず、周囲の方も一緒にご注意ください。

「入浴中の事故を防ぐための注意ポイント」

- ▽入浴前に脱衣所や浴室を暖めましよう
- ▽湯温は41度以下、湯につかる時間は10分までを目安にましよう
- ▽浴槽から急に立ち上がりないうようにしましよう
- ▽食後すぐの入浴、飲酒後、服薬後の入浴は避けましよう
- ▽入浴する前に同居者等に一声かけて、意識してもらいましよう

介護福祉課包括支援係 (☎042-387-9845)

認知症サポーター養成講座

認知症について正しく学び、地域でのボランティア等に生かせる知識を身につけるための講座です。

時12月9日(木)午後2時～4時 所 商工会館 小金井みなみ地域包括支援センター職員ほか 対65歳以上の市内在住の方 定50人(申込順) 他受講後、ボランティアポイント事業に登録可 申11月15日から、電話で商工会 (☎042-381-8765) へ

小金井介護予防口腔体操の動画を作成

この体操は、舌や口周りの筋肉を動かすことで、食べ物をかむ・飲み込むという機能の低下を防止することを目的とした体操です。体操を続けることで、舌や口の動きが滑らかになり、いつまでもおいしく食べることが可能になります。

時11月21日(日)午後2時～3時30分 所 花物語こがねいナッシング(貫井北町2-16-25) 内健康体操、音楽鑑賞、認知症の話など 申当日直接会場へ 関小金井にし地域包括支援センター (☎042-386-7373)

シルバー人材センターからのお知らせ

【出張包丁研ぎ】
時①11月14日(日)②28日(日) 午前10時～午後2時30分(受け付けは正午まで) 所 社会福祉協議会②本町作業所(本町6-15-16) 他料金等詳細はお問い合わせください 関同センター (☎04222-177117)

市難病者福祉手当を支給11月期分(8～11月該当分) 振込日11月30日(火)

振込日以降、通帳でお確かめください。金融機関によっては2・3日遅れる場合があります。次のような場合は、ご連絡ください。

親族後見人のつづい

成年後見制度における親族後見人の方を対象に、権利擁護センターみたかと共同で連絡会を開催します。

ます。口腔体操は、ひとフレーズごとに掛け合いで発声します。音楽に合わせて、なるべく大きな声ではっきりと口を動かしましよう。動画は、市公式YouTubeチャンネルをご覧ください。

介護福祉課包括支援係 (☎042-387-9845)

時12月6日(月)午後1時～3時30分 所 市民会館・萌え木ホール(商工会館3階) 講宮本晋次さん(全身骨格矯正)

花物語カフェ

時11月21日(日)午後2時～3時30分 所 花物語こがねいナッシング(貫井北町2-16-25) 内健康体操、音楽鑑賞、認知症の話など 申当日直接会場へ 関小金井にし地域包括支援センター (☎042-386-7373)

シルバー人材センターからのお知らせ

【出張包丁研ぎ】
時①11月14日(日)②28日(日) 午前10時～午後2時30分(受け付けは正午まで) 所 社会福祉協議会②本町作業所(本町6-15-16) 他料金等詳細はお問い合わせください 関同センター (☎04222-177117)

市難病者福祉手当を支給11月期分(8～11月該当分) 振込日11月30日(火)

振込日以降、通帳でお確かめください。金融機関によっては2・3日遅れる場合があります。次のような場合は、ご連絡ください。

親族後見人のつづい

成年後見制度における親族後見人の方を対象に、権利擁護センターみたかと共同で連絡会を開催します。

善意の輪

時12月9日(木)午後1時30分～3時 所 社会福祉協議会 定10人(申込順) 他オンライン参加可 申11月15日から、電話で権利擁護センター (☎042-386-0121) へ



市公式YouTube

社会を明るくする運動の標語が決定

社会を明るくする運動は、すべての国民が力を合わせ、犯罪のない明るい社会を築くための全国的な運動です。

社会を明るくする運動小金井市推進委員会では、運動の一環として、少年の非行防止、健全育成にふさわしい標語を市内在住・在勤・在学の方を対象に募集したところ、27点の応募がありました。

選考の結果、入選1点、佳作2点を決定しましたので紹介します。なお、入選作品は、令和4年度の第72回社会を明るくする運動の啓発用品に印刷し、配布します。

入選

未来の子みんなで見守る地域の目
(福井 高雄さん・前原町)

佳作

あいさつは心ふれあう地域の輪
(飯田 勝己さん・前原町)

やめようよ言える勇気と思いやり
(福井 高雄さん・前原町)

関地域福祉課地域福祉係 (☎042-387-9915)

高齢者の虐待防止に向けて

関各地域包括支援センター、介護福祉課包括支援係 (☎042-387-9845)

平成18年4月に高齢者虐待防止法が施行され、虐待を受けている高齢者を発見した者は、市町村への通報が義務付けられています。

高齢者虐待防止法では養護者・要介護施設従事者等による虐待を高齢者虐待と定めています。ここでの養護者は金銭の管理、食事や介護等の世話、自宅の鍵の管理等の世話をしている者が該当します。

高齢に伴う認知症やその他の病気が原因で、介護が必要になることは誰にでも起こり得ることで、良くなって欲しいという思いや、不慣れな介護により、高齢者のために行っている介護が高齢者の心や体を傷つけてしまうことがあります。

市では市内4か所の地域包括支援センターが相談窓口になっています。身近に高齢者虐待かもしれないと思われることを見つけた時には地域包括支援センターまでご連絡ください。虐待を受けている高齢者本人も相談できます。

担当の地域	問合せ先
梶野町、関野町、緑町、本町2・3丁目、桜町1・3丁目	小金井きた地域包括支援センター (☎042-388-2440)
前原町、本町6丁目、貫井南町	小金井みなみ地域包括支援センター (☎042-388-8400)
東町、中町、本町1丁目	小金井ひがし地域包括支援センター (☎042-386-6514)
本町4・5丁目、桜町2丁目、貫井北町	小金井にし地域包括支援センター (☎042-386-7373)

高齢者虐待の主な類型

- 身体的虐待**
高齢者を押さえつけたり、たたくといった暴行を加えること
- 介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)**
衰弱させるような著しい減食、長時間の放置等、高齢者の生活環境や身体的・精神的な状態を悪化させること
- 心理的虐待**
脅しや侮辱等の言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること
- 性的虐待**
本人が同意していない性的な行為やその強要
- 経済的虐待**
本人の合意なしに財産や金銭を使用したり、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること